

毎週火、金曜日発行(但休日に当り、翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇教委規則 鳥取県育英奨学資金貸与規則

教育委員会規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則をここに公布する。

昭和三十五年七月三十日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県育英奨学資金貸与規則

(目的)

第一条 この規則は、県内に住所を有する者の子弟で、
高等学校又は大学に在学し、学業成績優秀及び身心健全で、かつ、経済的理由により修学が困難である者に

対して、奨学資金を貸与し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。

(奨学生の選定)

第二条 奨学資金の貸与を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号に掲げる要件をそなえている者のうちから教育委員会が決定する。

- 一 県内に所在する高等学校の第二学年に在学し、将来大学に進学しようとする者であること。
 - 二 特に学業にすぐれ、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。
 - 三 経済的理由により修学が困難であると認められること。
 - 四 他から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。
 - 五 奨学資金の貸与を受けることとなる日の一年前から、引続き県内に住所を有する者の子弟であること。
- 2 奨学生が死亡し、又は第九条の規定により、奨学資金の貸与を取り止められ、若しくは辞退したときは、

その補充として、前項第一号の規定にかかわらず、県内に所在する高等学校の第三学年若しくは第四学年に在学し、将来大学に進学しようとする者又は大学に在学する者のうちから奨学生を決定することができる。

3 奨学生に決定したときは、鳥取県育英奨学生決定通知書(別記様式第一号。以下「決定通知書」という。)により在学高等学校長又は出身高等学校長を経て本人に通知する。

(奨学資金の額)

第三条 奨学資金の額は、高等学校在学中は月額二千円、大学在学中は月額五千円とする。

(貸与の期間)

第四条 奨学資金を貸与する期間は、奨学生として決定された日の属する月から大学の正規の修業年限の終期までとする。

(出願の手続)

第五条 奨学生を志望する者は、連帯保証人が連署した鳥取県育英奨学生願書(別記様式第二号)に次の書類

を添付し、在学高等学校長又は出身高等学校長を経て教育委員会に出願するものとする。

一 市町村長の証明にかかる家庭状況調査書(別記様式第三号)

二 在学高等学校長又は出身高等学校長が作成した鳥取県育英奨学生推薦調査書(別記様式第四号)

三 在学証明書(大学に在学する者に限る。)

2 連帯保証人は二人とし、そのうち一人は本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行う者又は後見人という。)、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

(誓約書)

第六条 奨学生として決定された者は、決定通知書を受けた日から十五日以内に連帯保証人と連署した誓約書(別記様式第五号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の期限までに誓約書の提出がないときは、奨学生の決定を取消することができる。

(奨学資金の交付)

第七条 奨学資金は、毎月一月分ずつ交付する。ただし、都合により数月分を合わせて交付することができる。

2 高等学校に在学する奨学生にあつては、在学高等学校長を経て交付し、大学に在学する奨学生にあつては、直接本人に交付する。

3 奨学資金を受領したときは、すみやかに領収証(別記様式第六号(大学用) 記様式第七号(高校用))を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学資金の休止)

第八条 奨学生が休学し、又は大学に入学できなかつた場合は、その理由の生じた月の翌月から、その理由の止んだ月まで奨学資金の貸与を休止する。

(奨学資金の取止め及び辞退)

第九条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学資金の貸与を取り止める。

- 一 退学し、又は県外の高等学校に転学したとき。
- 二 傷病のため成業の見込みがないとき。

三 学業成績又は性行が不良となつたとき。

四 大学に入学できなかつたため、前条の規定による休止期間が一年をこえるとき。

五 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けるに至つたとき。

六 その他奨学生として適当でないとき。

2 奨学生は、いつでも奨学資金を辞退することができる。

(借用証書の提出)

第十条 奨学生は、奨学資金の貸与が終了し、又は前条の規定により奨学資金の貸与を取り止められ、若しくは辞退したときは、連帯保証人と連署した鳥取県育英奨学資金借用証書(別記様式第八号。以下「借用証書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、前項の規定に準じて借用証書を提出しなければならない。

(奨学資金の返還)

第十一条 奨学資金は無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して六月を経過した後二十年以内に、年賦、半年賦又は一年以内の割賦の方法で返還しなければならぬ。ただし、奨学資金は、いつでも繰り上げて返還することができる。

2 第九条の規定により、奨学資金を取り止められ、又は辞退した者は、十年以内に前項に準じて奨学資金を返還しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、奨学生が次の各号の一に該当するときは、貸与した奨学資金の即時返還を命ずることができる。

- 一 奨学資金を目的外に使用したとき。
- 二 いつわりの申請により奨学資金を受けたとき。

(奨学資金の返還猶予)
第十二条 奨学生であつた者が、進学、疾病、その他特別の理由により奨学資金の返還が困難となつた場合は、相当の期間、その返還を猶予することができる。

2 返還猶予を受けようとするときは、連帯保証人と連

署のうえ鳥取県育英奨学資金返還猶予願(別記様式第九号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 返還猶予を認めるときは、その旨を本人に通知する。(奨学資金の返還免除)

第十三条 奨学生又は奨学生であつた者が、死亡し、又は不具廢疾のため精神若しくは身体の機能に高度の障害を残して労働能力を喪失し、その奨学資金の全部又は一部について返還不能となつたときは、その全部又は一部の返還を免除することができる。

2 返還免除を受けようとするときは、連帯保証人と連署した鳥取県育英奨学資金返還免除願(別記様式第十号)に家庭状況書(別記様式第十一号)を添えて教育委員会に提出しなければならない。

3 返還免除を認めるときは、その旨を本人に通知する。(延滞金)

第十四条 奨学生であつた者が、正当な理由がなくて奨学資金の返還を遅延したときは、延滞金を徴収することができる。

2 前項の延滞金は、百円につき一日三銭の割合をもつて算出した額とする。

(奨学生に関する届出)

第十五条 奨学生又は奨学生であつた者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに鳥取県育英奨学生異動届(別記様式第十二号)により教育委員会に届け出なければならぬ。

- 一 休学し、復学し、又は進学したとき。
- 二 第九条第一項第一号、第二号、第四号、第五号の規定に該当したとき。
- 三 氏名、住所、又は職業に変更があつたとき。
- 四 連帯保証人の住所、職業その他身上に関する重要な事項に異動が生じたとき。

2 奨学生又は奨学生であつた者が、連帯保証人を変更したときは、鳥取県育英奨学生保証人変更届(別記様式第十三号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 奨学生又は奨学生であつた者が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに鳥取県育英奨学生死亡

届(別記様式第十四号)に死亡の事実を証明する戸籍抄本を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に昭和三十五年鳥取県育英奨学生募集要領に基づき決定されている奨学生は、この規則により決定された奨学生とみなす。
- 3 昭和三十六年度においては、規則第二条第一項の規定によるもののほか、同条同項の規定に準じて大学第一年度に在学する者のうちから決定することができる。

商業・工業 漁業所得	所得者(人)	所得者(当 給料手 賞年恩 扶との 給料他)	給与所得 金額	所得者(人)	所得者(その 他の職業に 得る所得)	農 業 ・ 林 業 所 得	耕地面積	作付延面積
	所得内容 経営規模 従事者 {家族 雇用 名 名	所得額 千円	所得額 千円	所得額(税込)	所得額(税込)	田 畑 果樹園 山林牧 草 地 米 麦 大豆 雑穀 野菜 果 其他	千円	千円
死亡・抑留者	氏名	死亡・抑留者のその他(年月)	死亡・抑留者の身分	死亡・抑留者の身分	※陸軍(階級)軍属・準軍属 海	養牛馬豚(蚕頭)類(kg)	千円	千円
軍人遺家族関係事項	氏名	死亡・抑留者のその他(年月)	死亡・抑留者の身分	死亡・抑留者の身分	※現役・召集・徴用・未帰還 徴用により従 事した職務 集の職業 召前の	養牛馬豚(蚕頭)類(kg)	千円	千円
整理番号	本県生前	決定番号	学校名	貸与期間	借用証書提出年月	決定番号		

※欄は日本育英会奨学生取扱に準じて記入のこと。医師は学校医または国公立診療所・保健所・学校付属病院の医師にかぎる。

健康診断	既往症(主として結核症)	発病昭和 全快昭和	年月	検査の場所	線 検 査 (間) (直)
判 定	最終「ツ」反応 ※(+) (土) 最終 BCG 接種 「ツ」陽性転化	昭和 昭和	年月	検査の時	昭和 年 月
家庭事情	テ 家庭の状況(特に家族が同居していないとき・健康 でないものがあるときはその事情を詳細に)	イ 生活の状況その他特記事項(特に家庭の収支状態・ 学資について)	昭 和 年 月 日	医 師 氏 名	Ⓣ
本人の履歴	休学・転学・退学・身分の異動等も理由を付して 昭和 年 月 月 昭和 年 月 月 昭和 年 月 月 中学校卒業				

自宅通学者は食費などを家庭に入れる者のほか生活費(食・住居費)の記入をしないこと	円	円	円	円	円	円	円
月平均所要学資	円	円	円	円	円	円	円
学資の出所	円	円	円	円	円	円	円
家庭から	円	円	円	円	円	円	円
内・定職から	円	円	円	円	円	円	円
他からの奨学金	円	円	円	円	円	円	円
その他から	円	円	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円	円	円
学資の内訳	円	円	円	円	円	円	円
食住交	円	円	円	円	円	円	円
居通費	円	円	円	円	円	円	円
書籍用品費	円	円	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円	円	円
授業料	円	円	円	円	円	円	円
学校納付金	円	円	円	円	円	円	円
その他	円	円	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円	円	円

以上のとおり記載事項に相違ありません。県の育英奨学生としてご採用いただきましたくお願いいたします。奨学生としてご採用の上は、規定にしたがい請求書にその義務を履行いたします。奨学金の返還については、規定にしたがい請求書にその義務を履行いたします。方一、正当の事由がなくして奨学金の返還を怠つた場合には、返還期限にかかわらず返還未済の全額に対する一括返還の請求をうけても、また強制徴収の措置をとられても異議ありません。上記のとおり連帯保証人と連署して誓約いたします。

昭和 年 月 日
鳥取県教育委員会 殿
取 携 住 籍 所
本 携 住 籍 所
本 携 住 籍 所
人 定 代 理 人
法 統 柄 本 人 の ()
連 携 本 人 の 証 (人)
連 携 本 人 の 証 (人)
連 携 保 証 人 の ()
※ 昭 和 大 昭 和 大 昭 和 大
年 年 年
月 月 月
日 日 日
◎ ◎ ◎

(注意) 連帯保証人のうち一人は、本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行なう者または後見人を含む。)成年者である場合は父母兄弟またはこれに代わる者でなければなりません。(連帯保証人は将来本人と連帯して弁済の責任を負います。)なお、法定代理人は、本人が未成年者である場合に限りません。

別記様式第三号

家族状況調書

現住所

本人氏名

氏名	今年	本職	職業	学歴	先職	年齢	生年	婚姻	備考
氏名	今年	本職	職業	学歴	先職	年齢	生年	婚姻	備考

種別	面積	式	収入総金額	備考
宅地	坪	延坪	延坪	
建物	延坪	延坪	延坪	
土居	延坪	延坪	延坪	
納屋	延坪	延坪	延坪	
畑	延坪	延坪	延坪	
山林	延坪	延坪	延坪	

種別	納税額	納税者	備考
固定資産税			
県市町村民税			

昭和 年 月 日
右相違ないことを証明する。
世帯主(続柄) 氏名
鳥取県教育委員会
昭和 年 月 日
右相違ないことを証明する。
市町村長 氏名

別記様式第四号

※印のところは該当のものを○でかこむこと

×印のところは記入しないこと

鳥取県 英 奨 学 生 推 薦 調 書

高等学校の学習成績

(教科ごとに各科目の評定の段階別数を記入する)

学年 科目別評定 科	年					年					年				
	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
語															
国															
社															
数															
理															
保															
健															
体															
育															
娯															
楽															
外															
国															
語															
庭															
職															
業															

※都道府県

中学校卒業

校名	学年 評定 教科	年					年					
		2	1	3	2	1	5	4	3	2	1	
立												
名												
校												
計												
合												
計												

中学校
学 績
記 入
者 印

合 計	履修単位数	単位	単位	単位	単位
	本人の成績階次	位/人	位/人	位/人	位/人
成績概評	※	A(特にすぐれている)	A(特にすぐれている)	A(特にすぐれている)	
		B(すぐれている)	B(すぐれている)	B(すぐれている)	
学 力	※ A	優 秀			
	B	平均水準以上			
総合判定	※ A	絶対に必要なもの			
	B	必要なもの			
× 整理番号	推薦順位	位	人中		

備 考 (真用)	在学学校	氏名
	立 大 高 等 学 校 (部) ※ 全日制 定時制 立 第 学 年 (次) (出身高校) 高等学校	
検査等 学力検査 (フチエ)	入学試験の 点	
得点の順位	本人入学階次	人中 位
入学者最高得点	本人入学得点	
同 最低得点		
記入の職 任 印	× 決定番号	

行動の記録	自主性	正義感	責任感	根拠強さ	健康安全の習慣	礼儀	協調性	指導性	公共心	判断の傾向		情緒の傾向		趣味・特技	
										公正さ	慎重さ	合理性	客観性		情緒の安定
特別教育活動の記録															
ホームルームの活動															
生徒会の活動															
クラブ活動															
校内外におけるその他の活動															
人物概評 ※ A B C D E															
その他推薦の参考事項(人物・家庭等の所見)															

表記の者は、人物学術ともに優秀、身体強健で、県育英奨学生として適当な者と認め、推薦いたします。

昭和 年 月 日 立 高等学校長

鳥取県教育委員会 殿

職印

記載上の注意

1. つぎの成績表を提示すること。
2. 高等学校の学習成績・中学校の学習成績(大学生については、中学校の学習成績は要しない)学力検査(アチャーメンツテスト)は、私立学校への進学希望などのため受験しないときは、その旨明記し、受験したものであること。
3. 推薦順位は、同一学校から2人以上推薦する場合に記入のこと。
4. 「中学校成績記入者印」の欄には、中学校で成績を記入した場合のみ押印すればよい。
5. 所定欄に適當の記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。
6. 「特別教育活動の記録」欄は各学年分について具体的に詳しく記入すること。

鳥取県育英奨学資金返還明細書

決定番号	返還総額	十 万 千 百 十 円	
氏 名	返還期間	年 間	
借 用 金 額 内 訳	借 用 期 間	借用月数	借用月額
	昭和 年 月 ~ 昭和 年 月	ヶ月	千 百 十 円 十 万 千 百 十 円
	昭和 年 月 ~ 昭和 年 月	ヶ月	
	昭和 年 月 ~ 昭和 年 月	ヶ月	
	昭和 年 月 ~ 昭和 年 月	ヶ月	
借 用 金 額 合 計			
借用終了年月日	高等学校 昭和 年 月 日 大 学		
とその理由	卒業、退学、転学、死亡、辞退、その他取止め		
返 還 賦 金	年 賦	万 千 百 十 円	第一回 昭和 年 月 日
	(最終返還額)		以 降 毎 年 同 日
	半 年 賦		第一回 昭和 年 月 日
	(最終返還額)		以 降 月 日 と 月 日
	割 賦		第一回 昭和 年 月 日
	(最終返還額)		以 降 - 月、月、月、同日
本 人 関 係 事 項	本 籍	戸籍筆頭者が本戸籍筆頭者でないとき 者の氏名	生年月日 年 月 日生 本人との続柄
	卒業後の連絡先		
	就職内定先とその所在地		

(記入上の注意)

1. 太線でかこんだ枠内に所要事項を記入すること。
2. 表面の借用証書と裏面の明細書の金額が相違しないこと。
3. 記入は、正確、鮮明に、数字は算用数字を使用すること。
4. 金額の訂正は、必ず本人の訂正印を押すこと。
5. 年賦、半年賦、割賦いずれか希望のものについて記入すること。
6. 返還明細書に記入したことは、必ず写をとっておくこと。
7. 法定代理人は、本人が未成年者である場合に限る。

別記様式第八号

印紙税法により印紙を貼布する

鳥取県育英奨学資金借用証書

借用金額 十 万 千 百 十 円 也

鳥取県育英奨学生として貸与を受けました上記奨学資金は、規定にしたがい私ども連帯で裏面奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約いたします。

昭和 年 月 日
鳥取県知事 殿

本人 ④

本 籍 法定代理人 ④

現 住 所 続柄・本人の ()

本 籍 連帯保証人 ④

現 住 所 続柄・本人の ()

明治 大正 昭和 年 月 日生

本 籍 連帯保証人 ④

現 住 所 続柄・本人の ()

明治 大正 昭和 年 月 日生

00991

別記様式第九号

鳥取県育英奨学資金返還猶予願

決定番号 昭 第 号

出身学校名

氏 名

次のとおり奨学資金の返還を猶予下さるようお願いいたします。

記

一 猶予期間 昭和 年 月 日より 昭和 年 月 日まで

二 理由

昭和 年 月 日

住所

本人氏名

住所

連帯保証人氏名

住所

連帯保証人氏名

鳥取県知事

(注意)

添付書類

(1) 進学の場合は、在学証明書

(2) 疾病による場合は、医師の診断書

(3) その他の理由による場合は、その事実を証する市町村長又は民生委員の証明書

町村長又は民生委員の証明書

別記様式第十号

鳥取県育英奨学資金返還免除願

決定番号 昭 第 号

出身学校名

氏 名

次のとおり奨学資金の返還を免除下さるよう別紙家庭状況書を添えてお願いいたします。

記

一 貸与総額

二 返還済額

三 返還免除を希望する額 円

四 理由

昭和 年 月 日

住所

相続人(本人との続柄) 氏名

住所

連帯保証人氏名

住所

連帯保証人氏名

住所

連帯保証人氏名

別記様式第十一号

家庭状況書(返還不能の事情を証する書類)

決定番号 昭 第 号

出身学校名

氏 名

一 家族構成

氏名	年令	続柄	職業	所得額
氏名	年令	続柄	職業	所得額

鳥取県知事

(注意)

1 不具廃疾の場合は、相続人氏名の代わりに本人の氏名とすること。

2 添付書類

(1) 死亡に因る場合は死亡を証する戸籍抄本、不具廃疾の場合はその事実及び程度を証する診断書

(2) 家庭状況書(返還不能の事情を証する書類)

三 変更する理由

昭和 年 月 日

本 籍

現 住 所

続 柄

職 業

住 所

本人氏名

住 所

連帯保証人氏名

住 所

連帯保証人氏名

鳥取県教育委員会 殿

㊦ ㊦ ㊦

別記様式第十四号

鳥取県育英奨学生死亡届

決定番号 昭 第 号

在学(出身) 学校名

氏 名

次のとおり死亡しましたので、戸籍抄本を添えてお届けします。

記

一 死亡年月日 昭和 年 月 日

二 死 因

昭和 年 月 日

相統人又は連帯保証人

住 所

氏 名

鳥取県教育委員会 殿

㊦

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 定価 一部月極 二〇円 (送料共)